

# 第1章 地域福祉計画策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、平成17年度に、『ともに生き ともに創る 心ふれあう幸せのまち 名張』を共生社会創造の理念に掲げ、「人の力」を生かし、「地域の力」を高めるいわゆるソーシャルキャピタルの醸成を戦略として、第1次地域福祉計画を策定し、以降、計画に基づき、「夢づくり広場」や「まちの保健室」、「地域支え合い活動」など地域福祉の推進に取り組んできました。

中でも、本市の誇る地域力を生かした「住民主体の生活支援」、「子育て広場」、「配食サービス」など地域の取組や地域の身近な総合相談、地域福祉活動の拠点「まちの保健室」、妊娠・出産・育児を切れ目なく支援する「名張版ネウボウ」など先駆的な取組は、全国的にも注目されています。

しかし、急速に進展する高齢化や少子化、単独世帯の増加など家族形態の変化によって、生活課題はますます多様化・複雑化し、8050問題、ダブルケア、ひきこもり、ごみ屋敷など制度の狭間や社会的孤立といった、従来の行政の枠組みでは解決できない課題が顕在化しています。

こうした中、平成28年11月、本市では、地域共生社会の実現に向けて、「地域福祉教育総合支援システム」をスタートさせ、庁内横断的な支援体制を構築するとともに、各分野の関係機関から一歩踏み出した支援を引き出し、複合的な課題や狭間の課題解決に向け分野を越えた支援体制の構築に取り組んでいます。

国においても、社会福祉法だけでなく関係各法を改正する地域包括ケア強化法（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）が平成30年4月から施行され、地域共生社会の実現に向けた取組を推進する内容が盛り込まれ、任意とされていた市町村地域福祉計画が努力義務とされました。

また、社会福祉法の一部改正に先立って、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」が同年12月に施行され、地域福祉との一体的な展開が求められる中で、権利擁護をはじめ、縦割りの制度や支え手・受け手の関係を超えた「地域共生社会」の実現に向けた動きが活発になっています。

本年度、第3次地域福祉計画の計画期間が終了することから、これまでの計画に基づく地域の社会資源や仕組みなどを基盤として、高齢者、障害者、子どもなどの各分野を横断した連携や相談支援体制を更に推進し、住み慣れた地域での支え合いの仕組みを構築する地域共生社会の実現に向けて、第4次地域福祉計画を策定します。

## 2. 計画の位置付け

### (1) 法的根拠

この計画は、社会福祉の基本理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、名張市総合計画に即して、本市の地域福祉の推進に関する基本的かつ総合的な指針を定めるものです。

また、「自殺対策基本法」（平成 28 年 4 月改正）に基づき策定する「市町村自殺対策計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月施行）に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年 5 月施行）に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」は、本計画に包含するものとします。

#### 社会福祉法（抜粋）

##### (目的)

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

##### (地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

##### (包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

(2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

- (3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

**(市町村地域福祉計画)**

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

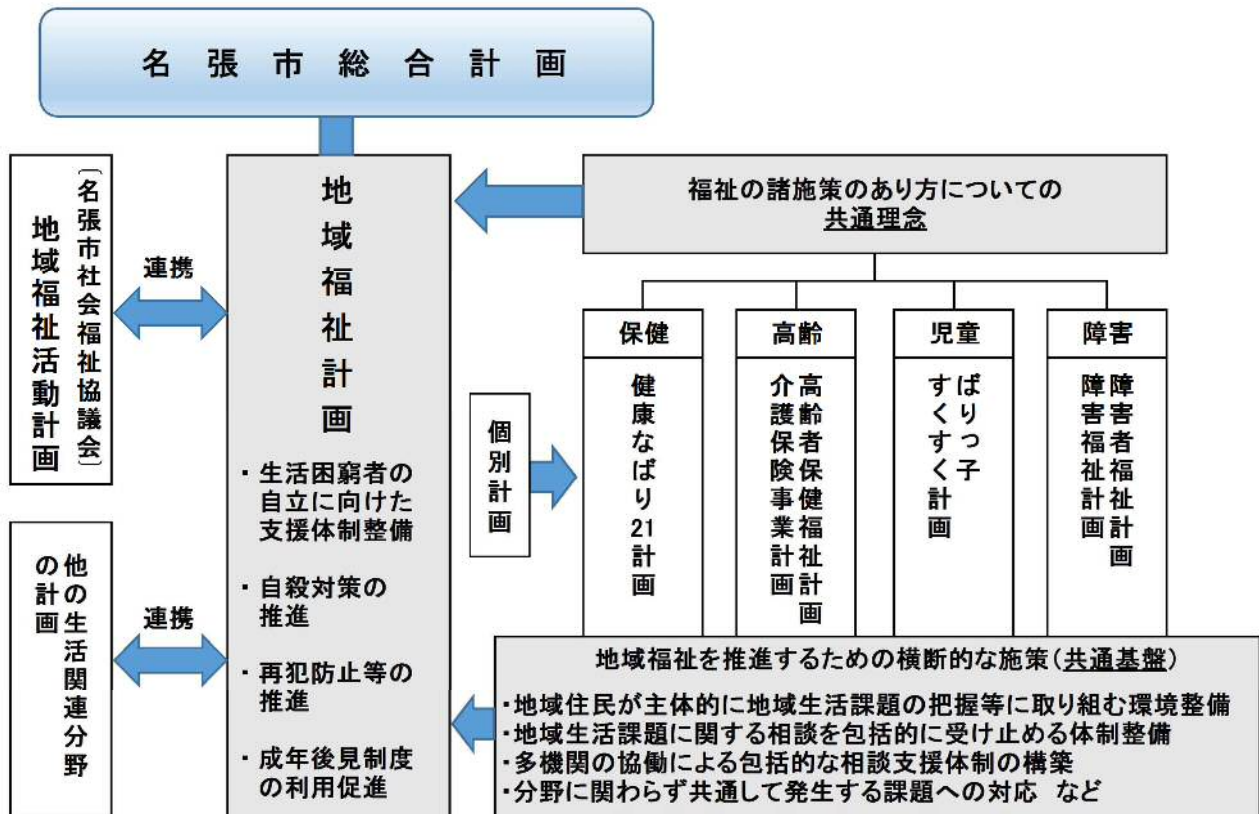
**(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)**

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

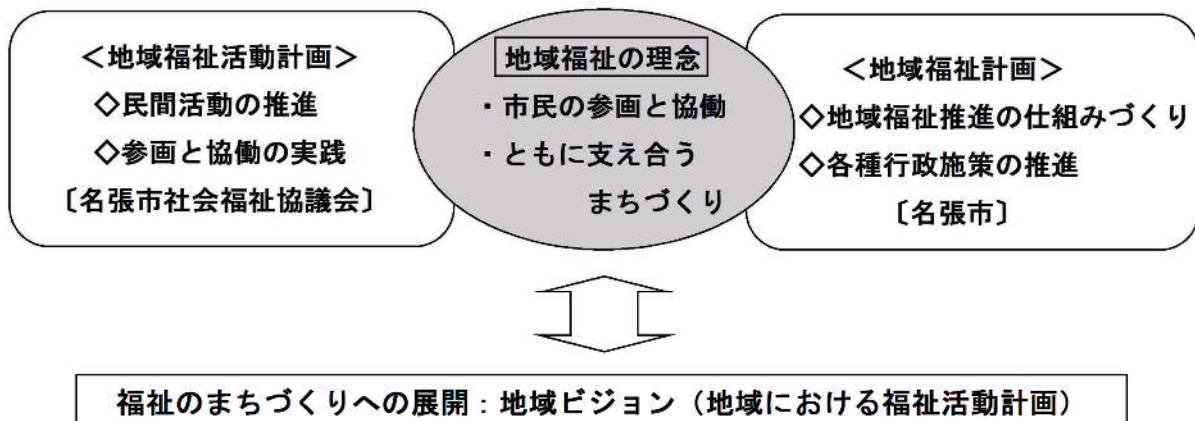
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## (2) 計画の性格

この計画は、本市の健康づくり、高齢者、障害者、子どもなどに係る個別計画の基本的な指針としての役割を持つものであり、福祉の諸施策の在り方についての共通の理念と地域福祉を推進するための横断的な施策（共通基盤）を示すものです。福祉分野だけでなくその他の生活関連分野の計画とも連携し、総合的に地域福祉を推進します。



市が定める地域福祉計画は、地域福祉を推進するための仕組みや行政施策についての計画であり、名張市社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画は、地域住民をはじめとする多様な主体の参画と協働を具体的に進めるための活動や実践についての計画です。両計画が、連携して地域福祉を推進するための車の両輪ともいえ、地域づくり組織が策定する地域ビジョンにおける福祉分野の計画実践など住民主体の取組を支援します。



### 3. 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とし、必要に応じ、計画の始期から3年を経過した令和4年度に、計画の見直しを行います。

### 4. 計画の策定及び推進体制

#### (1) 計画の策定及び進行管理

社会福祉法の改正により、市町村が定める地域福祉計画の在り方、位置付け等が整備されたことから、平成30年10月に名張市地域福祉推進協議会設置条例を制定しました。

名張市地域福祉推進協議会を、地域福祉計画の策定、進行管理、評価等について調査審議する附属機関として位置付け、本計画の策定、推進に当たります。

#### 名張市地域福祉推進協議会の所掌事務

- 名張市地域福祉計画の策定に関すること。
- 名張市地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- 総合的な地域福祉の推進に関する重要事項に関すること。
- その他地域福祉の推進に関すること。

なお、計画策定に当たっては、地域福祉推進懇談会（15地域）を開催し、地域のニーズや福祉課題を把握するとともに、パブリックコメントにより、広く市民から意見を聴き、計画への反映を行っています。

#### (2) 計画の評価

計画の評価については、本計画に掲げるそれぞれの目標の性質上、個々の事業の実施が明確に成果となって現れるには相応の期間を要することも踏まえ、以下のような評価指標とともに、目標達成のためのプロセスとしての各事業の実施状況にも重きを置きながら、総合的な観点から実施することとします。

| 評価指標                                    | 現状値<br>(令和元年度) | 総合計画における<br>目標値 (令和4年度) |
|---|----------------|-------------------------|
| 生きがいを感じながら安心して暮らしている高齢者の割合              | 77.9%          | 80.5%                   |
| 地域づくり組織・区・自治会などの地域づくり活動に参加したことがある高齢者の割合 | 69.4%          | 80.0%                   |

| 評価指標                                      | 現状値<br>(令和元年度) | 総合計画における<br>目標値(令和4年度) |
|---|----------------|------------------------|
| 健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合                   | 77.8%          | 83.0%                  |
| NPO やボランティア等の市民公益活動に参加したことがある市民の割合        | 24.8%          | 32.0%                  |
| 隣近所や地域の人との交流があると感じている市民の割合                | 70.5%          | 75.0%                  |
| 障害者に対する住民の理解が進んでいるとする市民の割合                | 52.5%          | 58.0%                  |
| 地域医療機関(開業医や公立病院等)での現在の医療体制に満足している市民の割合    | 53.8%          | 50.5%                  |
| 市内の保育施設や子育てサービス、相談窓口等の子育て支援施策に満足している市民の割合 | 61.8%          | 65.0%                  |

※総合計画における目標値を指標としており、総合計画と策定期間が異なるため、一部、現状値が目標値を上回る評価指標があります。

## (2) 国、県、関係機関・団体等との連携

この計画を多様な主体と協働して推進するため、地域住民や市民活動団体、社会福祉法人、福祉サービス事業者など、地域福祉に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。

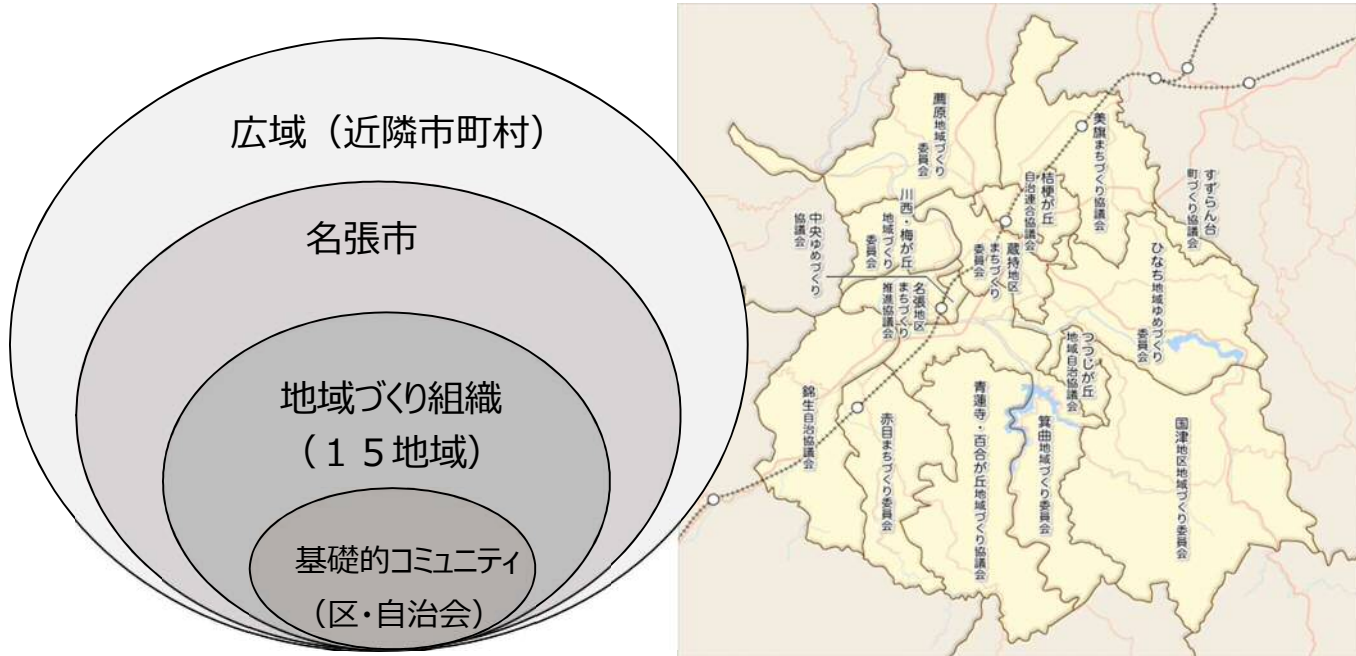
また、県、近隣自治体と連携し広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるようにするとともに、本市の主体性を確保しつつ、国、県に対し必要な支援等を要請し、積極的に情報交換などを進め効果的に施策を推進します。

## (3) 適切な計画の運用

社会、経済環境の変化への機動的な対応を行うとともに、各地域の実情や住民の意向を反映した施策展開を進めるため、この計画に定める基本的な考え方や方針の下に、必要に応じて柔軟に施策や推進方法を見直すなど適切な計画の運用を行います。

## 5. 地域（圏域）について

住民主体の地域づくりの取組を踏まえつつ、できるだけ身近なところで保健福祉サービスが利用できるようにするとともに、住民を始めとする多様な主体が協働して地域づくりを効果的に進めるため、4層の圏域を設定しています。



|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <b>広域レベル<br/>(近隣市町村)</b>       | 広域的な共通課題や高度・専門的な対応が必要な課題に対応します。   |
| <b>市域レベル<br/>(名張市)</b>         | 名張市の統一した対応が必要な事項、市全域を対象とする保健福祉の基盤整備などに関する課題に対応します。                              |
| <b>コミュニティレベル<br/>(地域づくり組織)</b> | 地域づくり組織を単位に、身近な保健福祉サービスの情報・相談センター機能の整備、地域福祉活動や多様な主体の交流拠点の整備など、身近な地域福祉の課題に対応します。 |
| <b>近隣住区レベル<br/>(基礎的コミュニティ)</b> | 区や自治会等の基礎的コミュニティを単位に近隣の相互扶助など日常的な課題に対応します。                                      |

※ 国の「地域包括ケアシステム」の考え方では、おおむね中学校区域を日常生活圏域（本市では5圏域）とし設定されていますが、本市においては、地域づくり組織（15地域）とその地域ごとに設置したまちの保健室が中心となって、地域福祉活動が推進されており、名張市役所に設置の地域包括支援センター（1か所）との間で地域住民の課題解決に当たっているため、本計画では、日常生活圏域（中学校区域）は設定せず、4層の区域設定とします。